

## 野木町立学校部活動の地域移行に係る Q&A

### 【用語について】

- **部活動** : 本町の中学校で行われている運動部・文化部
- **競技活動** : 本町の中学校で活動している運動部の競技と文化部の活動  
野球部、サッカー部、ソフトテニス部、陸上競技部、卓球部、ソフトボール部、ハンドボール部、柔道部、剣道部、弓道部、バレーボール部、バスケットボール部、水泳部、吹奏楽部、美術部、文芸部など
- **休日** : 土曜日、日曜日、祝日
- **クラブ** : 休日の活動または平日・休日ともに活動
- **指導員** : 学校で部活動の指導やサポートを行う教員
- **指導者** : 学校外から呼ばれる指導者で専門知識や経験がある者

### 【全般】

(Q1)

なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

(A1)

学校の部活動は、これまで学校教育の一環として、とても貴重で有意義な役割を担ってきました。しかし、近年、中学校生徒の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行するなか、中学校の教職員数も減少傾向にあります。それにともない、生徒が選択できる部の減少や、部員の減少から大会に参加できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさが増しています。

また、競技経験のない専門外の教職員が指導せざるを得ない状況や、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなど、教職員にとって大きな業務負担となっています。そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会の確保や学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、部活動を学校から切り離して、地域に移行していくこととされました。

(Q2)

どのように地域移行されていくのですか？

(A2)

国のスポーツ庁・文化庁において、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。

そのポイントとしては、

- まずは休日の部活動から段階的に地域に移行し、可能な限り早期の実現を目指していくことを基本とします。

- 令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする。
- 平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできるところから推進する。  
となっており今後、都道府県・市町村は国のガイドラインを基に、地域の実情に応じて地域移行を進めていくこととなります。

(Q2-2)

野木町の部活動地域移行実施のスケジュールはどうなっていますか？

(A2-2)

段階的な移行を考えています。

- **休日の部活動**

国の目標と同じ令和5年度～7年度の間に地域移行（地域展開）できる部から実施していきます。（部活動と地域クラブが混在します。）

- **平日の部活動（平日、休日ともに）**

令和6年度～10年度の間可能な限り早期に地域移行（地域展開）ができる部から順次実施していきます。（部活動と地域クラブチームが混在します。）

## 【生徒・保護者】

(Q3)

令和7(2025)年度から、学校部活動はなくなってしまうのですか？

(A3)

なくなりません。地域移行への準備が整った部活動から、休日に実施している部活動を徐々に地域に移行します。

地域移行ができない場合には、これまでと同様の部活動となりますが、部活動指導員、外部指導者による指導や合同部活動、合同練習（拠点校）の導入などの地域連携に取り組み、それぞれの部の実情を踏まえ地域移行の準備を進めていきます。

(Q4)

休日の部活動が地域に移行した場合、平日の部活動はどうなるのですか？

(A4)

平日の部活動はこれまでどおりの活動となります。平日についても、可能な場合は地域への移行を進めていきます。休日の地域クラブ移行ができない場合、休日の学校部活動は休みになると考えられます。教職員の協力のもと休日の大会は出場できます。

なお、活動を行わなくなる部活動は、チームの活動が開始する競技のみで、例えば、野球チームの活動開始に併せて野球部の活動は行わなくなります。（部員数の減少により、学校が廃部とした場合は除く）

平日・休日ともに、クラブチームの活動が行われることとなった場合、平日・休日ともに学校部活動ではなくなります。

※イメージ

曜 日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
現在の学校部活動	部活動	部活動	休養日	部活動	部活動	部活動	休養日
休日のみチームが活動	部活動	部活動	休養日	部活動	部活動	チーム活動	休養日
平日・休日 クラブチームが活動	チーム 活動	チーム 活動	休養日	チーム 活動	チーム 活動	休養日	チーム 活動

(Q5)

休日の部活動が地域に移行した場合、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の大会への参加はどうなるのですか？

(A5)

日本中体連は、令和6(2024)年度から地域クラブ単位での全国大会の出場を認めています。(ただし、種目ごとに出場の条件があります)。中体連の主催する大会に、学校の部活動から参加するのか、地域クラブから参加するのかは、個人が選択します。

(Q6)

部活動が地域クラブに移行したら、保護者の負担はどうなりますか？

(A6)

地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者の謝金や会場使用料、大会参料、選手登録料、保険料などの費用は保護者の負担となります。

また、別途月額会費は競技によって異なります。なお、消耗品費（ボール、ユニホーム等）などの集金する場合があります。(文化クラブ活動も同じです。)

競技種目ごとに、保護者代表や会計が必要になるかと考えます。

銀行口座開設には、規約または会則、予算決算書、会員名簿が必要となります。

野木町は体育施設の定期使用は、元気の出るスポーツクラブに加入となりますので、年会費は、(大人 2,000 円、65 歳以上 1,000 円、生徒 500 円)

スポーツ安全保険(大人 1,850 円、中学生以下 800 円)がかかります。

(Q6-2)

休日だけ中学校クラブチームの活動が開始した場合(平日は学校の部活動)、部費以外に中学校クラブチームの会費は支払うのですか？

(A6-2)

休日のクラブチームの活動は部活動とは別の活動となるため、(A6)のとおり皆様からご負担いただくことを予定しております。

(Q7)

文化部についても地域移行をするのですか？

(A7)

文化部についても、地域の実情に応じて、休日に実施している部活動は段階的に地域クラブ活動へと移行します。

(Q8)

地域スポーツクラブの指導者は、学校の部活動の顧問（先生）とは異なるのですか？

(A8)

学校の部活動の顧問ではなく地域の指導者が指導します。（一部の競技では、希望する教員の兼職兼業や部活動指導員が地域の指導者として携わることがあります。）

(Q9)

休日の部活動は、令和6年度からは一部地域へ移行し、学校の部活動としての練習や練習試合、大会等を行われないのですか？

(A9)

スポーツ庁は、令和7年度までを改革推進期間としていますので、当面の間は、地域移行しない学校の部活動がなくなるわけではありません。これまで通り練習等を行います。

(Q10)

地域スポーツクラブに参加しない生徒が不利益になることはないのですか？

(A10)

地域スポーツクラブへの入部や退部は任意です。地域スポーツクラブへの参加・不参加が、学校生活で不利になることはありません。（部活動においても同じです。）

(Q11)

学校の部活動と異なる競技の地域スポーツクラブに参加することは可能ですか？

(A11)

可能です。（他市町のクラブ加入含む）ただし、双方の活動が、生徒自身の負担にならないよう配慮する必要があると考えます。（※中体連関係の種目との兼部はできません。）

(Q12)

これまで、硬式野球やサッカーなど、クラブチームで活動していましたが、地域スポーツクラブへ参加しなければならないのでしょうか？

(A12)

クラブチームでの活動も、部活動の地域移行のひとつの形態と考えています。クラブチームでの活動だけで、十分だと判断される場合は、地域スポーツクラブに参加する必要はありません。

## 【指導者関係】

(Q13)

地域の指導者として、地域スポーツクラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか？

(A13)

地域スポーツクラブでの指導を希望する場合は、町教育委員会、町スポーツ協会、元気の出るスポーツクラブに問い合わせしてください。

また、新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにあるように、指導中における暴力・体罰・セクハラ・暴言等があった者は、指導者にさせません。

(Q14)

指導者になると、すべての活動日に指導しなければならないの？

(A14)

クラブチームの活動は、部活動とは別のものとなります。活動時間及び休養日を設定することを予定しています。(平日は2時間、休日は3時間以内、また平日は1日以上、週当たり2日以上休養日を設ける)

(Q15)

現在、部活動の顧問をやっているけど、指導員にならないといけないの？

(A15)

中学校クラブチームで指導員として活動していただける意思のある方(顧問)のみとなります。また、国から明確な方針が出ていませんが、県・町教育委員会・学校に兼職兼業の届を提出することになるかと思えます。円滑な許可を期待します。

なお、中学校クラブチームの人数や競技活動の状況に応じて指導員を複数名配置し負担軽減を考えています。

(Q16)

指導員に対して報酬は出るの？

(A16)

詳細は検討中ですが活動時間に応じて、報酬をお支払いすることを予定しています。

なお、小中学校の教職員が指導員となる場合、兼職兼業の許可を得たうえで活動していただくこととなりますが、兼職兼業のルールは、現在、国・県で検討が行われております。

(Q17)

指導員は、資格が必要ですか？

(A17)

指導員は、専門的な知識や技量、指導経験が求められます。

現在、国で検討が行われておりますが、公認スポーツ指導者資格や指導者研修・講習会の支援を行い、指導の質の向上を行う予定です。

栃木県では、スポーツ指導者資格取得に係る経費を助成する制度があります。

大会出場等において、いずれ資格が必要となるかと考えられます。

(Q18)

現在、中学校で行われていない競技活動を行うチームを立ち上げ指導することは、できないの？

(A18)

アンケートの結果でやりたいスポーツ（バドミントン等）を今後、スポーツクラブで、体験教室を実施していきたく考えています。ただし、指導員のご協力や練習会場の確保、チームへの入会希望者の数などを考慮しながら設置に向けて検討していく必要があります。また、大会出場だけを目的にしないクラブで、仲間とスポーツを楽しむチームを作ることできます。（高校生になっても参加できるクラブ）

スポーツ庁及び文化庁 検討会議で策定されました。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」をインターネットでご参照いただけます。